

## 第30回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

### 1. 日時及び場所：

2020年2月4日（火曜日）13:30～15:00

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

### 2. 審議等事項

#### (1) 報告事項

- ①運用受託機関等との契約の公正性の確保について
- ②調達手続き等の改善の取組について
- ③契約審査会審議案件進捗状況

#### (2) 審議事項

- ①前回の調達において一者応札・応募となったもの【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】
- ②新たな随意契約【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】
- ③その他必要な事項【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

### 3. 契約監視委員（敬称略）

（2020年2月4日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士（*）	新井 佐恵子
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社常任監査役（*）	吉江 純彦
年金積立金管理運用独立行政法人監査委員	堀江 貞之
監査委員	岩村 修二
監査委員	小宮山 榮

（\*）は外部有識者

### 4. 議事概要

（1）報告事項①～③及び（2）審議事項①、②について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（2）③その他必要な事項については、契約監視委員からの発言等はなかった。審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	報告・審議の結果
(1) ①	法人から、運用受託機関等との契約に係る公正性を確保するための手続きとして、「実績連動報酬の検証実績」、「事務所掌の変更」及び「実績連動報酬に適用する基本報酬率の定期的な見直し」について報告があった。
②	法人から、調達手続き等の改善の取組として、「契約審査会審議案件登録マニュアル」を「契約事務マニュアル」に全面改定して、契約審査会に係る手続きに限定せずに、契約及び契約締結後の事務取扱い全てを網羅する形でマニュアルを作成したことについて報告があった。
③	法人から、契約審査会における審議案件の契約締結状況について報告があった。
(2) ①	点検の対象となる契約案件がなかった。
②	点検の対象となる契約案件がなかった。
③	契約監視委員からの発言等はなかった。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【報告事項① 運用受託機関等との契約の公正性の確保について】

報告内容	運用受託機関等との契約に係る公正性を確保するための手続きとして、「実績連動報酬の検証実績」、「事務所掌の変更」及び「実績連動報酬に適用する基本報酬率の定期的な見直し」についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	実績連動報酬に適用する基本報酬率の定期的な見直しを行ったとのこと。分かりやすく説明してもらいたい。	コンサルタント2社から、基本報酬率案、過去数年間の運用報酬の増減傾向に係る一般的なデータ及び海外シンクタンク公表情報を取得し、当該データと当法人の基本報酬率との比較を行っている。
	基本報酬率の見直しの頻度や期間はどのようになっているのか。	1年に1回、定期的な見直しを行いたい。

【報告事項② 調達手続き等の改善の取組について】

報告内容	調達手続き等の改善の取組として、「契約審査会審議案件登録マニュアル」を「契約事務マニュアル」に全面改定して、契約審査会に係る手続きに限定せずに、契約及び契約締結後の事務取扱い全てを網羅する形でマニュアルを作成したことについての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	経理課が契約締結に係る決裁処理を行うとのことであるが、その際、経理課が契約の取りまとめを行うように見える。一般的には、契約締結の取りまとめは法務担当部署が行うと思うが、法務ではなく経理で契約を締結する理由は。	会計規程で、運用受託機関等との契約以外のものは経理責任者が締結することが規定されており、経理課が事務処理を行っている。
	調達に関わる部署について、調達を要求する部署（調達要求部署）、事務手続きを行う部署（事務手続部署）などに分けしたとのことであるが、つなぎの部分の連携をとるためにどのように対策しているのか。また、契約締結後、契約状況の妥当性の検証といったフォローはどこの部署が行うのか。	調達したものの自体は調達要求部署が使っているので、契約の完了確認は調達要求部署が行う。その上で、解約する場合などは調達要求部署と連携して事務手続部署が決裁処理を行い、経理課に連携することになっているが、この部分を今回整理して事務フローをマニュアルに明記した。
	入出金処理は経理課が行うのか。	経理課が行っている。ただし、契約の相手方からの請求書については、調達要求部署と事務手続部署も請求金額の正当性・正確性の確認を行っている。

【報告事項③ 契約審査会進捗状況】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	<p>一般競争入札や企画競争に参加しなかった理由には、「体制が整わなかった」というものが多い一方で、「価格が社内規定に合わない」という理由を挙げているところもあることから、価格が上げられるのであれば体制が整えられるといった、価格の問題ということは考えられないのか。</p> <p>また、法人の調達規模が小さいことも影響していて、ある意味民間との奪い合いになり、法人には回ってこないようにも思える。その原因は価格なのか、あるいは要求水準が高いのか、大事なところなので分析してもらいたい。</p>	<p>金額については、概算所要額を算定するために複数者から参考見積りを取得している。参考見積りを出したにも関わらず応募しない者があると、募集期間が短くなかったか検証することになるが、特に10億円以上の調達については、営業日数で45日、公募期間で50日以上と長く確保しているものもある。それでも応募がないのは、ほかにも大きな仕事があって体制が整えられないからなのかもしれない。</p> <p>調達価格が低すぎることはないと考えているが、規模の面から考えると、法人は150～160人程度の規模なので、経済的な理由からより数量の多い取引が優先されてしまう。</p> <p>また、大型案件については、RFI (Request For Information) を行って情報を集めている。そのときには、いろいろと提案があって、それを踏まえて価格及び、例えば、システム開発をする場合には、開発期間を十分に確保して調達条件を設定しているはずではあるが、いざRFP (Request For Proposal) になると、企画書が出てこない。</p> <p>調達部署で理由を聞き取り、このように分析を行っているが、明確な理由はわかっていない。</p>
	<p>応札者なしで入札不成立となった案件には、要件に無理がなかったのか。調達の要件はどのようにチェックしているのか。</p>	<p>契約審査会でチェックしている。入札不成立となった案件については、要件を緩和した上で契約審査会で再審議し、再調達を行う。</p>

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容	前回の調達において一者応札・応募となったもの
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	<p>法人から、2019年度上期において、前回の調達において一者応札・応募となった契約はなかったとの説明があり、了承された。</p> <p>なお、契約監視委員からの意見等はなかった。</p>

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	新たな随意契約
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2019年度上期において、新たな随意契約はなかったとの説明があり、了承された。 なお、契約監視委員からの意見等はなかった。	

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

審議内容	その他必要な事項
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
契約監視委員からの発言等はなかった。	

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室  
電話 03-3502-2494